

脱着式コンテナ車 仕様書

この仕様書は、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）が、新車購入（製造請負）する脱着式コンテナ車（以下「車両」という。）について必要な事項を定める。

1. 車両は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合していること。
2. 車両はごみ収集車に係る安全管理要綱（昭和62年2月13日付基発第60号、各都道府県労働基準局あて労働基準局長発通知文）に適合していること。
3. 車両は、（仮称）東総地区広域ごみ処理施設2階プラットフォーム内まで通行可能であること。また、プラットフォームへの進入は、入口側ランプウェイからとする。
4. 受注者は適切かつ迅速な修理、保守その他アフターサービス及び部品提供等の対応が必要となることから、千葉県内又は隣接都県に自社工場若しくは協力会社を有する体制が整備されていること。また、自社工場又は協力会社との関係を証明できる書類を入札後に提出すること。
5. 受注者は契約締結後、発注者と協議を行い、承諾を得たのち製作に着手すること。その際に車両の設計図書を提出すること。
6. 登録手続き及び諸経費
 - (1) 関係官公署での受検、登録等は受注者が手続きを行うこと。
 - (2) 入札時、法定等費用の内訳書を提出すること。
7. 台数、納期、納入場所
 - (1) 台数 車両1台（コンテナ2個）
 - (2) 納入期限 令和3年3月25日
 - (3) 納入場所 千葉県銚子市野尻町1678番地1
（仮称）東総地区広域ごみ処理施設敷地内
8. 納車は登録・保管場所の届出完了のうえ行うこと。

9. 車両の納車は、発注者の指定場所にて行い、これに要する費用は受注者が負担すること。
10. 車両の納車時には、燃料を燃料タンク一杯に補給しておくこと。
11. 納入に伴う法定等費用（自動車重量税・自賠責保険料・登録費用等・リサイクル料金）は契約金額に含むものとする。
12. 納入に際し、車両の取扱説明書及び完成図面を作成し、発注者の承諾を受けるものとする。
13. 受注者は納入時に試運転及び運転操作の説明、指導を行うものとし、納入後も発注者の要請に応じて指導等を行うものとする。
14. 完成車両の保証期間以後であっても、設計不良、施工不良により不都合が生じた場合は無償で部品の取替え、修理を行うこと。
15. 軽微な変更等、変更理由及び変更内容が正当な事由によるものと認められる場合は、発注者の指示に従うものとする。
16. 本仕様書に明示しない事項で疑義を生じた場合、発注者と協議の上、決定するものとする。